

政策 2-(1)-①

1. 政策及び目標等

政策	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① オンライン利用促進対象手続のうち、オンライン利用率 50%以上を達成していない手続について、利用率 50%以上を達成すること</li> <li>② 可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること</li> <li>③ 情報システム調達の適正化を図る</li> </ul>
目標設定の考え方及びその根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「IT 新改革戦略」(平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部)等により、「オンライン利用促進対象手続について、各手続の利用目標を含む利用促進行動計画を平成 17 年度に策定・公表し、平成 22 年度までにオンライン利用率 50%以上を達成する。」こととされている。</li> <li>② 「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</li> <li>③ 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</li> </ul>
測定指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「IT 新改革戦略」におけるオンライン利用促進対象手続のオンライン利用率</li> <li>② 業務・システム最適化計画に基づく業務処理時間や経費の削減などの効果</li> <li>③ 情報システム調達会議の実施状況</li> </ul>

2. 17 年度重点施策等

17 年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電子申請・届出の利用推進</li> <li>② 業務・システムの最適化</li> <li>③ 情報システム調達の適正化</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電子申請・届出の利用状況(件数)、広報誌への掲載、関係団体等を通じた周知状況</li> <li>② 業務・システム最適化計画の策定状況</li> <li>③ 情報システム調達への C I O 補佐官の関与状況、評価手順の適正化の状況</li> </ul>

### 3. 政策の内容

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、当庁としても「電子政府構築計画」等に則し、金融庁行政情報化推進委員会の下、CIO補佐官の助言・支援を受けつつ、

- ① 国民や企業からの申請・届出等手続のオンライン利用の促進
- ② 業務・システム最適化計画の策定

などの取組みを行うこととしました。

また、質の高い電子政府の構築実現、安値入札の再発防止等のため、① 調達態勢の整備（CIO補佐官による関与の明確化等）、② 調達プロセス管理の適正化、③ 調達仕様書等の充実、④ 調達先決定に係る技術的評価項目の整理、⑤ ジョイント・ベンチャー参加への対応、⑥ 調達結果の評価に重点的に取り組むこととしました。

### 4. 現状分析及び外部要因

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部）等により、「オンライン利用促進対象手続について、各手続の利用目標を含む利用促進行動計画を平成17年度に策定・公表し、平成22年度までにオンライン利用率50%以上を達成する。」こととされています。

「今後の行政改革の方針」（16年12月24日閣議決定）において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされています。

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされています。

### 5. 事務運営についての報告及び評価

#### (1) 事務運営についての報告

##### ① 電子申請・届出の利用促進

「金融庁申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」（12年9月29日金融庁行政情報化推進委員会決定）に基づき、申請・届出等手続のオンライン化を進め、16年3月29日より、当該アクション・プランに掲げた申請・届出等の手続全件についてオンラインによる手続が可能となりました。

その後、法律改正等により追加された手続について、適宜オンライン化を進めています。

また、「IT新改革戦略」（18年1月19日IT戦略本部決定）も踏まえ、広報誌や関係団体との意見交換等を通じて、オンライン利用が可能な手続きやその利用方法を周知するなどにより、オンライン利用の普及に取り組みました。

## ② 業務・システムの最適化

「電子政府構築計画」等に基づき、経費の削減及び業務の効率化を図るため、17年6月に「業務・システムの見直し方針」を策定し、当該方針に基づき、専門的な能力を有する外部のコンサルティング業者の支援のもと、現行の業務・システムを分析し、業務横断的な情報連携を視野に入れた全体最適の観点に立って18年3月28日に主要業務・システムについて最適化計画を策定しました。

## ③ 情報システム調達最適化

ア. C I O補佐官が、I T調達案件に対して開発から運用・保守及びそれらの実績評価まで関与することとしました。

イ. 調達仕様書等の充実のため、C I O補佐官が、調達方法の検討、仕様書確認、総合評価方式による入札や企画競争における提案書・随意契約における見積書の評価及び契約事項の内容確認において積極的に参画することとしました。

ウ. 総合評価落札方式による評価において、プロジェクトの中核人材には、I Tスキル標準及び公的資格等により明確化された高度情報処理技術者の活用を求め、加点項目としました。

エ. 総合評価落札方式による評価において、システム開発では、E V M等のプロジェクトマネジメント（開発工程管理）手法の活用を求め、必須項目としました。

## (2) 評価

### ① 電子申請・届出の利用推進の状況

広報誌や関係団体との意見交換等を通じて、オンライン利用が可能な手続やその利用方法を周知するなどにより、利用者の利便性向上にむけて、オンライン利用の普及に取り組んでいるところであり、17年度におけるオンライン利用件数は、613,421件（前年度比780%増）となっています。

（参考 オンライン利用の状況）

（単位：件）

	14年度	15年度	16年度	17年度
オンライン利用件数	—	74	69,695	613,421

### ② 業務・システムの最適化の状況

18年3月28日に主要業務・システムについて、次に掲げる最適化計画を策定しました。

この計画を着実に実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれます。

最適化計画	最適化実施予定時期
金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画	21年度
疑わしい取引の届出に関する業務の業務・システム最適化計画	22年度
有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画	20年度
金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画	18年度から順次

### ③ 情報システム調達最適化の状況

17年度中に情報システム調達会議を4回開催し、開催に当たっては、事前にCIO補佐官等をメンバーとする事前審査会を行いました。

このような取組みにより、極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築の実現を図りました。

## 6. 今後の課題

### (1) 電子申請・届出の利用促進

金融庁としては「IT新改革戦略」等に則り、引き続き電子政府の実現に向けた行政情報化の推進に努めていく必要があります。

行政手続きのオンライン利用促進に関しては、引き続き広報誌・関係団体等を通じオンライン利用が可能な手続きやその利用方法を周知するなどにより、オンライン利用の普及向上に取り組む必要があります。

### (2) 業務・システムの最適化

「今後の行政改革の方針」（16年12月24日閣議決定）において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」とされており、策定された業務・システム最適化計画の下、最適化の実施に向けてシステム設計・開発を行う必要があります。

### (3) 情報システムの調達の適正化

安値入札の再発防止、質の高い電子政府の構築実現等のため、① 調達仕様書等の充実、② 調達先決定に係る技術的評価項目の整理、③ 調達プロセス管理の適正化、④ 調達結果の評価、⑤ ジョイント・ベンチャー参加への対応に重点的に取り組んで行く必要があります。

以上を踏まえ、19年度において、金融庁電子申請・届出システムの運用・保守及び業務・システム最適化の実施に向けたシステム設計・開発に係る予算・機構定員要求を行う必要があります。また、情報システム調達に係る体制強化のための機構定員要求を行う必要があります。

## **7. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

## **8. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議  
金融庁行政効率化推進会議

## **9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- (1) 電子申請・届出の利用促進
  - ・オンライン申請の状況
- (2) 業務・システムの最適化
  - ・業務・システムの見直し方針の策定状況
  - ・業務・システムの最適化計画の策定状況
- (3) 情報システムの調達の適正化
  - ・情報システム調達会議の開催状況

## **10. 担当部局**

総務企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室